

3月定例会議案審議(特別会計)

3月定例会は2月16日から3月23日まで37日間の会期で開催しました。新型コロナウイルス感染症が5月8日に感染症法で2類相当からインフルエンザと同じ5類へ移行となり、会期中の3月13日にマスク着用も個人の判断となりました。

議案は市長提案が令和5年度一般会計予算、特別会計予算9件、報告案件3件、条例案件11件、補正予算案件6件、その他案件10件の計40件。議発議案1件、意見書案8件で合計49件を慎重に審議、討論し、議決しました。

PICK UP 1

国民健康保険特別会計予算

予算額・90億8800万円。
対前年度比10億9000万円増。
国保税率は据え置き。

主な質疑

Q 県への納付金が仮算定で前年度比1億7885万3千円、8.5%と増えている要因は。

A 要因は、医療給付費分は医療費の伸びを約3%とし、国からの交付金は増加したが、県の基金活用が減少したことにより大幅増となった。

Q 特定健診は、令和4年度から県のデータにより受診勧奨となったが、令和4年度の実績は。令和5年度の目標値は。

A 令和4年度の受診率は本年1月末現在で前年同月比3.5%減の37.1%。令和5年度の目標値は60%。

Q 自営業者がコロナに感染した時の傷病見舞金の予算は令和4年度予算の80万円から、令和5年度は200万円に増額。その根拠と令和4年度の支給状況、傷病手当金の支給状況は。

A 令和4年度の未申請者の遡及分として令和5年度予算で200万円の予算を計上した。令和4年度の支給状況は1月末現在で傷病見舞金は65件、650万円。傷病手当金は33件、98万円。

反対討論

都道府県単位化により国保会計の構造的な危機は解消されていない。国からの財政支援を段階的に戻すことが必要。甲賀市の医療給付費が高いのは重症患者が多いとの説明だが多い病気の要因を分析し、予防に力を入れることが大切。特定健診受診率60%の目標に対し1月末現在、前年比3.5%減の

37.1%。集団検診に力を入れるべき。コロナ傷病手当金と傷病見舞金は、市として継続的に対応できないか検討すべき。

賛成討論

令和元年度以降、増加を続けている保険給付費を、対前年度比7572万円減で1.1%圧縮している。保健事業費は1020万円増加し、市民の健康増進に積極的に

PICK UP 2

後期高齢者医療特別会計予算

予算額・22億6800万円。
対前年度比700万円増は広域連合電算システム管理費に伴う負担金の増加による。

主な質疑

Q 健診予算は1000人だが、受給券の配布人数は。

A 令和3年度で3500人。健診を受けた方は1250人、36%。県平均26.6%。配布対象者は医療にかかっている方、介護などの入所者は入っていない。

Q 受診勧奨が大事だがいかがか。

A 県の広域連合から出たものをもとに市が受診勧奨をしている。健康づくりのため保健指導を大事にしている。

取り組んでいる。市独自の傷病見舞金も増額し、自営業者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合の手当てをするなど、市民に寄り添った予算を計上している。歳入は国保運営が大変厳しい中、財政調整基金を多く繰り入れ、被保険者負担を増加させないよう対応をしている等により賛成。

採決 賛成多数にて可決

Q ジェネリック医薬品が昨年より減少しているがなぜか。

A ジェネリック医薬品を使っていない方に通知を送り、ジェネリックに変更された方の人数を示している。年度により、ジェネリック医薬品を使っていない方、変更した人数に変動がある。

反対討論

差別医療を持ち込むもので制度の廃止を求める。保険料は前年度と同額だが、令和4年度は甲賀市に3912万円の返還金があったことから、全県的に引き下げも可能ではなかったか。人間ドックを含めた健康診断を行い病気の早期発見・治療をすることが、医療費の抑制にもつながる。健診案内は27%しか届かない。そのうち受

3月定例会議案審議(特別会計)

診率は36・6%。もっと拡充する
必要があり、反対。

賛成討論

市の被保険者数は1万3345人、市の人口の約14・9%と毎年増加している。後期高齢者医療に関する財政負担は増え続けている。高齢化に伴う医療費は今後ま

PICK UP 3

介護保険特別会計予算

予算額・84億4800万円。対前年度比2億3400万円増は保健給付費2億2062万円、認定調査員支援システム導入費744万円、認定審査会資料電子化システム導入費292万円、介護保険法改正に伴うシステム改修費339万円の増加による。

主な質疑

Q 認定はされても介護サービスを受けてはいない人は何人か。また、その理由は。

A 令和4年3月現在でサービスを利用をしていない人は338人。理由は入院中が最も多く、次いで家族の介護が受けられるから。要支援認定者は、サービスを利用するまでの間に状態が改善したためが多い。

すます増大する。高齢者の方々が将来にわたって安心して医療を受け続けられる予算と見て取れる。今後も健全な財政を堅持しつつ、市民福祉の向上に向け積極的な事業推進を要望し、賛成。

採決 賛成多数にて可決

Q 保険給付費予算は令和4年度比で2億2062万円、2.8%の増。居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費で増加とされているが根拠は。

A 居宅介護サービス給付費は訪問介護や訪問看護サービス需要が見込まれ、地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護施設が整備され、給付費の増加が見込まれ、予算計上したものの。

Q 認知症初期集中支援チームの役割は。認知症地域支援推進員との違いは。認知症カフェ開設運営費補助額50万円は何件分か。現在は何力所あるのか。

A 新設の認知症サポーターステツプアップ講座と認知症啓発資料、認知症初期集中支援チームのWE B会議のライセンス料、初期支援チーム員養成研修費により予算

増額。認知症初期集中支援チームの役割は、家族も含め本人と早期に関わり早期診断、対応のため専門職のチーム支援を実施するもの。認知症地域支援推進員は認知症の人を支援する関係者の連携推進、相談支援を行う。認知症カフェの開設は令和4年度は4カ所、うち2カ所はコロナで休止。令和5年度開設予算は1カ所10万円で5カ所の予定。

採決 賛成多数にて可決

PICK UP 4

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

甲賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への活動に応じた報酬の支給について、農地利用最適化交付金事業要項の一部改正の規定に基づき条例の一部を改正するもの。

主な質疑

Q 現行の活動日数は、日額5000円が不都合なのか。

A 農業委員と農地利用最適化推進委員へは月額報酬と活動実績に応じ日額5000円支給。令和3

年度活動は1人あたり年間約8.5日。多くは農地利用最適化推進委員の活動である。条例改正により交付単価を設定せず、委員等の活動実績等により交付金が算定される。

Q 条例改正された場合、規則で定めるところがあるが、どのように定めるのか。

A 委員等が設定した活動の目標日数に対し活動状況に基づく評価点により算出した額を支給する。支給日は交付決定を受けた後に支払う。

採決 討論はなく全員賛成で可決

PICK UP 5

市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

市営住宅修繕費用の負担区分について実情に即した見直しを行うこと、また市営住宅寺谷団地を廃止することから、条例の一部を改正するもの。

主な質疑

Q 修繕費用の負担区分は規則で定めるとはどのように設定するのか。

A 畳の表替えなどは実情に即した負担区分に見直し、判断が困難な場合は現地確認後に双方の協議により負担区分を決定する。

採決 討論はなく全員賛成で可決